

下水道法第16条に係る施工承認申請について

開発や新たな宅地造成などで下水道管や公共汚水枿の設置を行なう場合は、下水道法第16条に係る施工承認申請が必要となりますので、別添事務取扱要領をご参照下さい。

申請の流れ

申請者が公共下水道工事施工承認申請書（2部）を提出



下水道管理者が公共下水道工事施工承認書を通知



申請者は工事完了後、以下の書類を提出。
工事完了届（1部）、出来形写真撮影箇所管理表（1部）
竣工図面（2部）、工事写真等を提出（1部）



完了検査を実施

（可否の判定は、埼玉県土木工事实務要覧に準ずる）



合格後、下水道管理者が検査合格書を交付



申請者は本復旧後、下水道管理者に
本復旧工事完了届及び写真等を提出